



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…三
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…四
 - 都道の区域変更（二件）……………（建設局道路管理部路政課）…五
- 公告
- 開発行為に関する工事完了……………
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…八

告示

●東京都告示第七百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定す

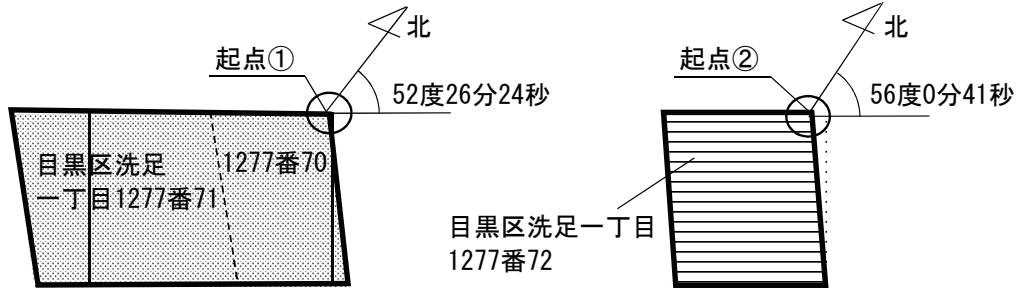
るので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（目黒区洗足一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- 筆境界
- 要措置区域
(令和4年東京都告示第1045号により指定した区域)
- 要措置区域
(この告示により指定する区域)

【起点】

起点①は、目黒区洗足一丁目1277番70の最北端とする。
起点②は、目黒区洗足一丁目1277番72の最北端とする。

【格子の回転角度】

起点① 52度26分24秒
起点② 56度0分41秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

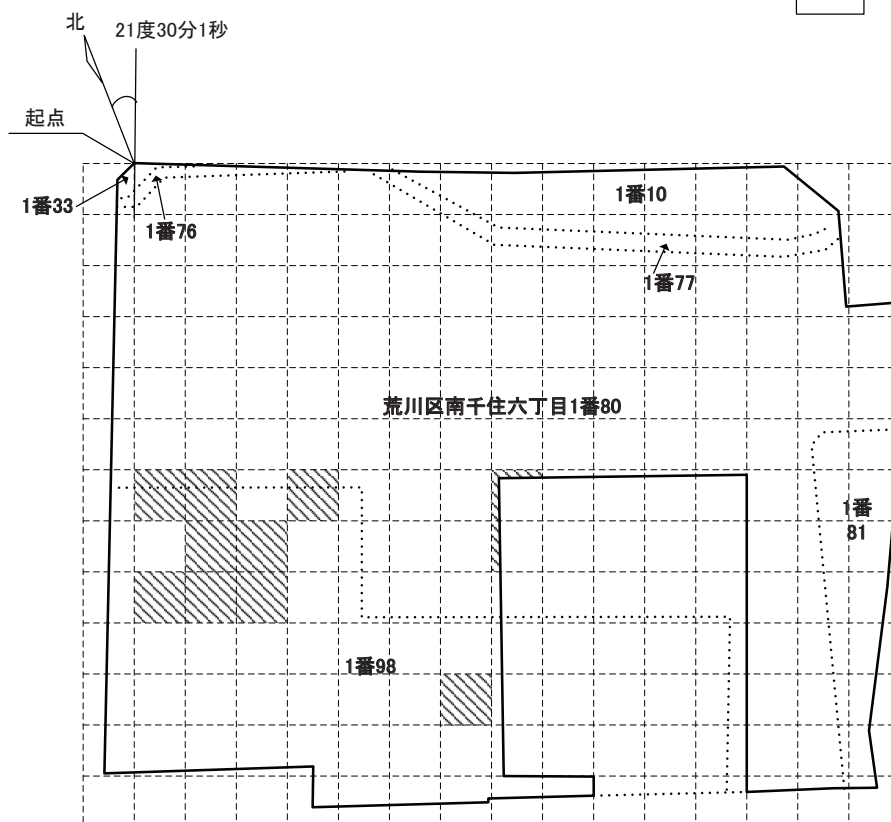
令和六年六月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区南千住六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、荒川区南千住六丁目1番33の最北端とする。

【格子の回転角度】

21度30分1秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千八十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十日

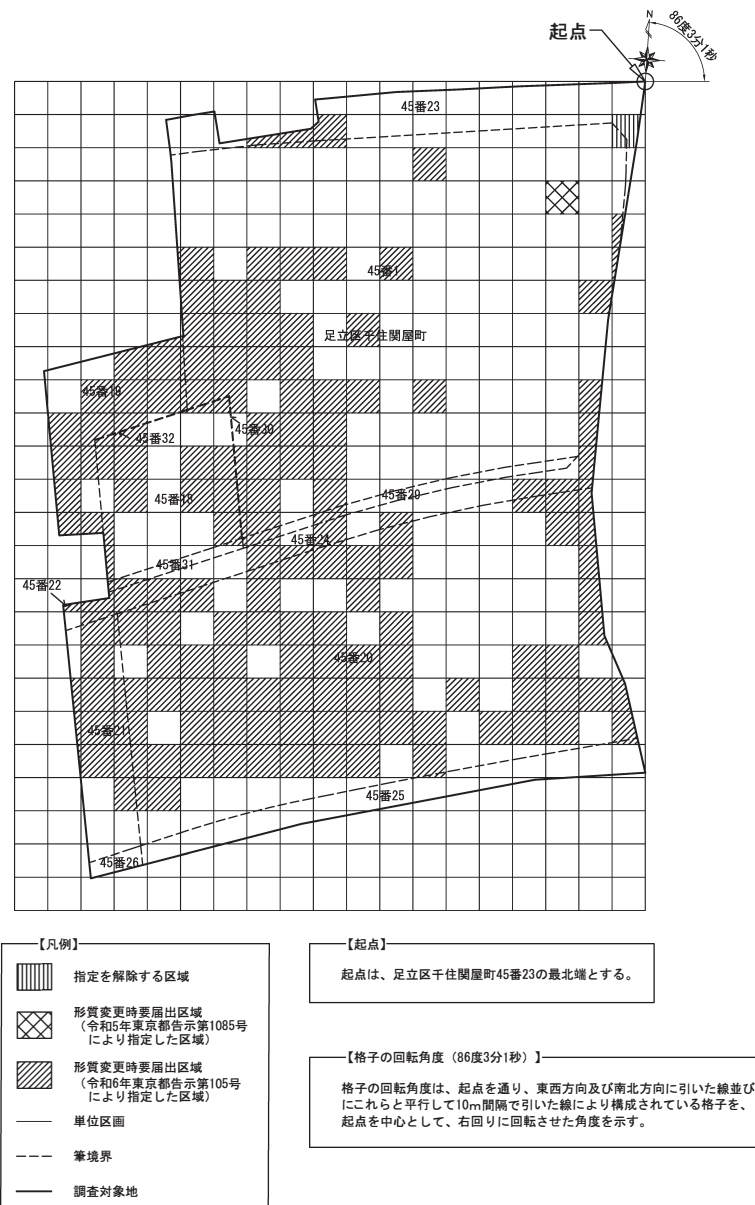
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住関屋町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第七百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和四年東京都告示第六百七十五号
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

令和六年六月十日

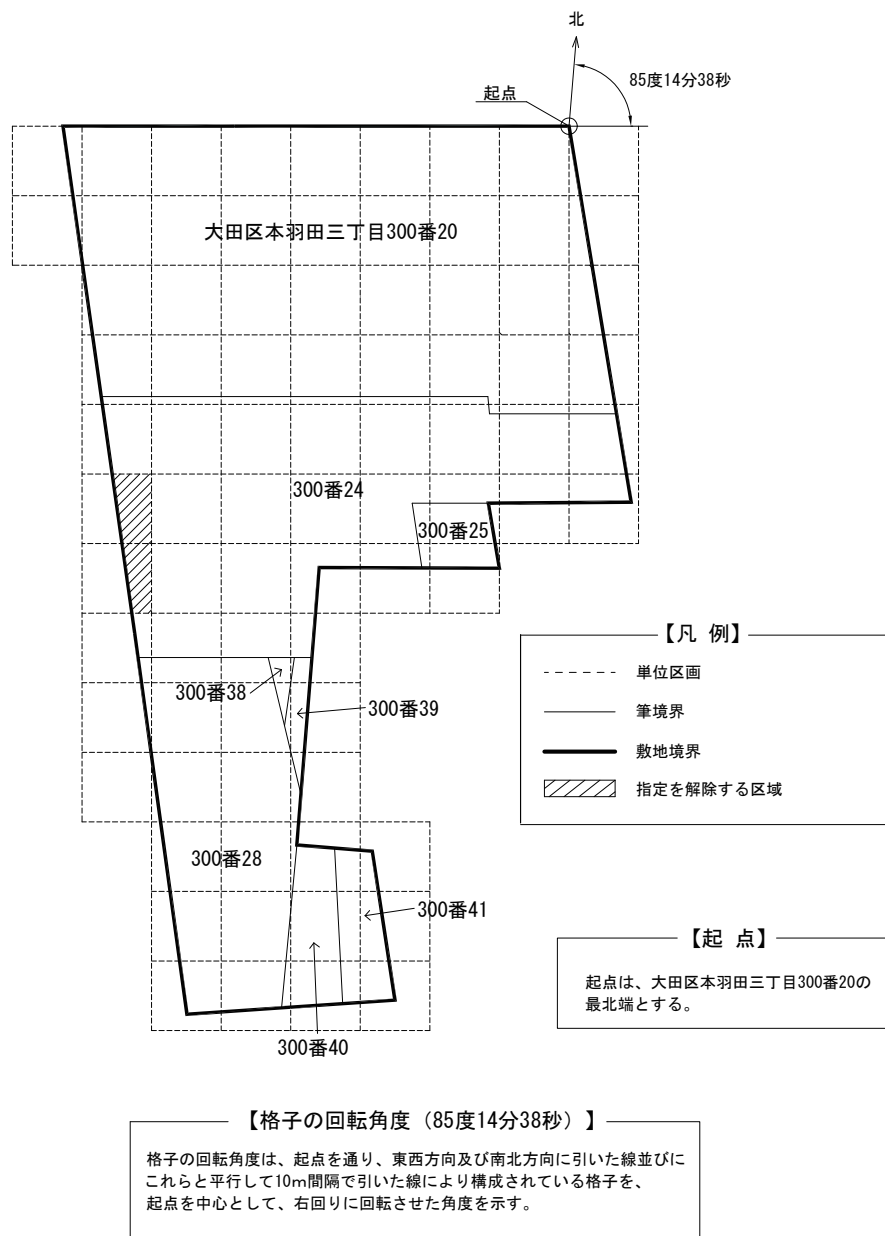
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区本羽田三
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第七百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項及び第四十七条の十七第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 北品川四谷

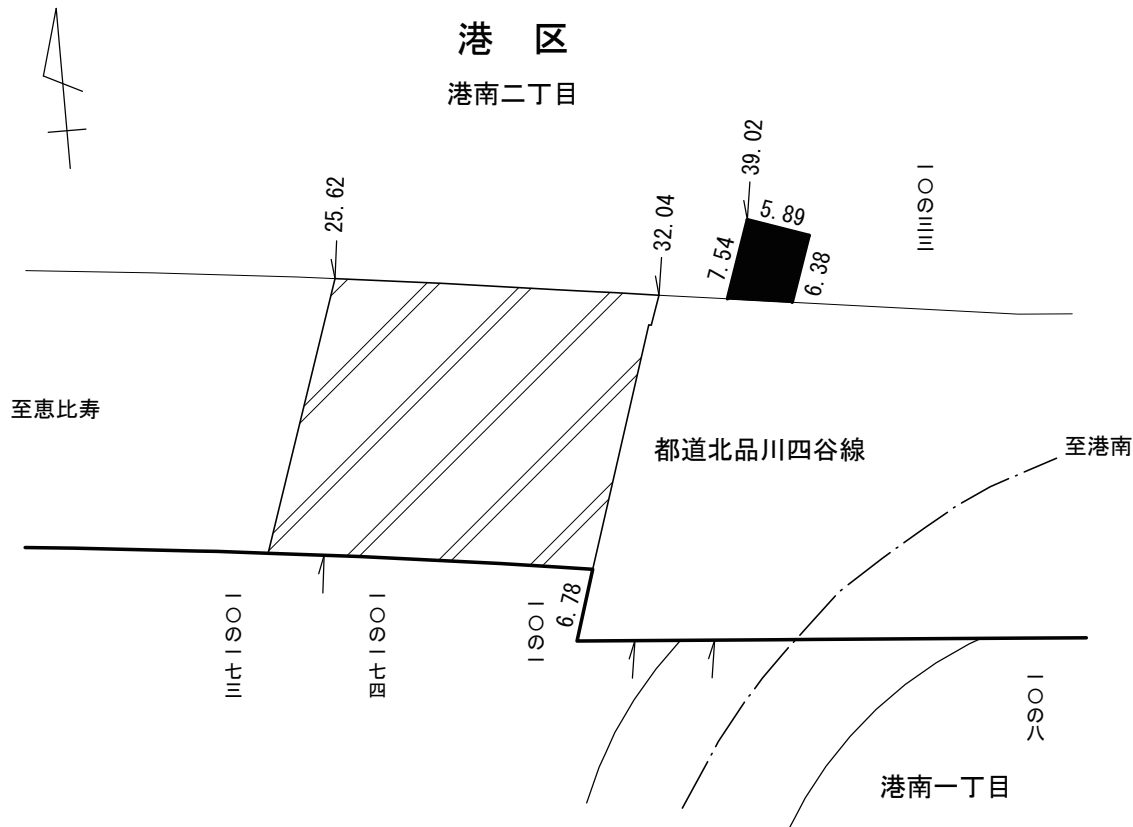
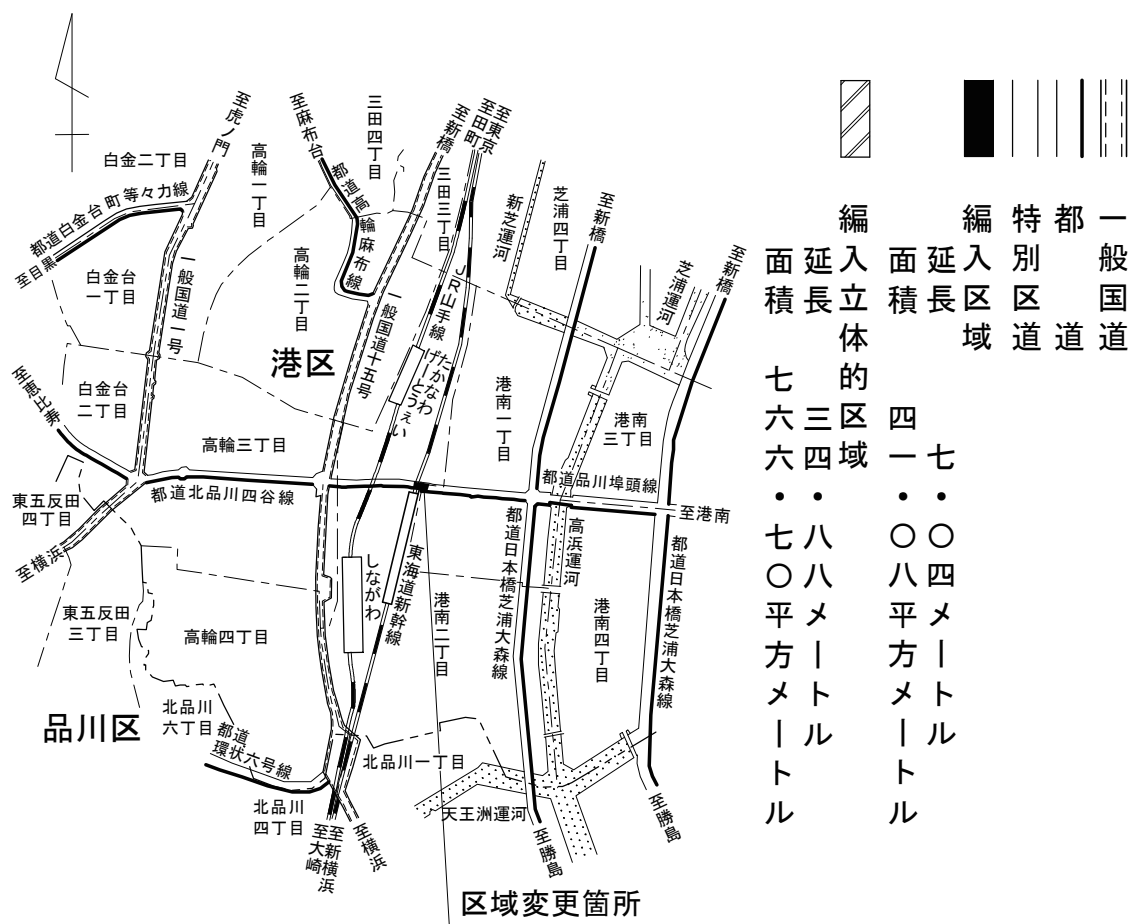
二 変更の区間 港区港南二丁目十番三十三地内から同所同番百七十三地先まで

三 立体的区域 港区港南二丁目十番三十三地先から同所同番百七十三地先まで

四 変更の概要 別図表示のとおり

別圖

都道北品川四谷線区域変更略図
港区港南二丁目地内



別図

都道鮫洲大山線区域変更略図

豊島区要町三丁目地内

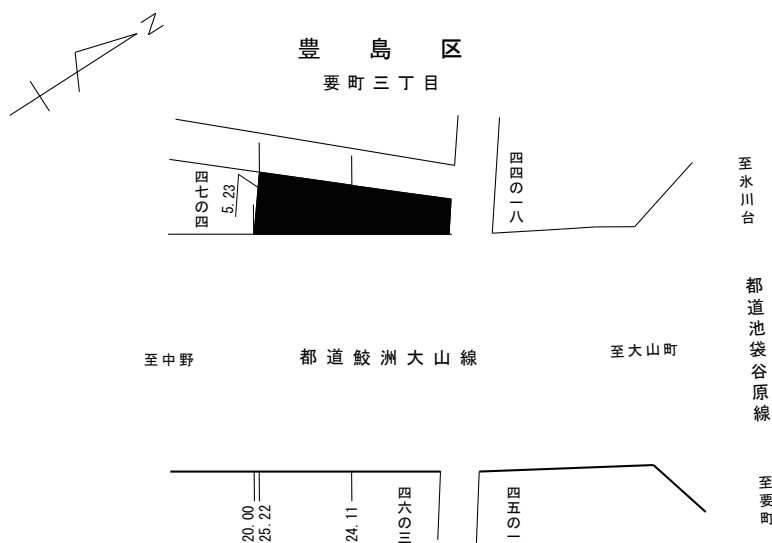
都道
特別区道
編入区域

延長 一六・五九メートル
面積 六六・七八平方メートル

●東京都告示第七百一十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月十日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和六年六月十日
東京都知事 小池百合子

一 路線名 鮫洲大山
二 変更の区間 豊島区要町三丁目四十七番四地先から同
所四十四番十八地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月十日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西東京市保谷町四丁目千三百
六十八番一の一部（第一工
区）
新宿区西新宿一丁目二十六
番二号
野村不動産株式会社
代表取締役 松尾 大作

発行	東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號	
電話	〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 （郵送料を含む）
印刷所	三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一	
電話	〇三（五二七六）〇八一（代）
郵便番号	101-0051